

北上市告示乙第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年3月31日

北上市長 八重樫 浩 文

1 事業所番号

特定相談支援 0330600016

障害児相談支援 0370600058

2 事業所の名称及び所在地

名 称 北上市社会福祉協議会指定障害者相談支援事業所

所在地 北上市常盤台二丁目1番63号

3 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

事業者の名称 社会福祉法人北上市社会福祉協議会

主たる事務所の所在地 北上市常盤台二丁目1番63号

代表者の氏名 理事長 小原 善則

代表者の住所 北上市和賀町堅川目1地割182番地47

4 指定等の年月日

指定の年月日 令和7年3月26日

指定有効期間開始日 令和7年4月1日

指定有効期間満了日 令和13年3月31日

5 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

指定計画相談支援

指定障害児相談支援

6 事業の主たる対象者

特定なし